

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該の翌日が休日には、そのと日)

条例

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の規定により休日とされた日の取扱いに関する条例をここに公布する。

平成元年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第一号

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の規定により休日とされた日の取扱いに関する条例

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律(平成元年法律第四号)の規定により休日とされた日は、休日を定める条例、規則及びその他規程(以下「条例等」という。)の規定の適用については、当該条例等に定める休日とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 一 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の規定により休日とされた日は、休日を定める条例、規則及びその他の規程の規定について、当該条例等に定める休日とみなすこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。